

○環境省告示第二十四号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、補助事業等により取得した財産等の処分制限期間を定める件（昭和五十六年七月環境庁告示第五十五号）の一部を次のように改正する。

令和八年五月八日

環境大臣 石原 宏高

第二号中「環境庁長官」を「環境大臣」に改め、第三号の表以外の部分中「別表一及び別表二」を「別表」に改め、同号の別表二を削り、別表一を次のように改める。

別表

補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等		処分制限期間（年）
	施設設備等の分類	財産の名称、構造等	
地球温暖化対策推進事業費	建築物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用の	五〇

補助金  
地域環境  
保全対策  
費補助金  
循環型社  
会形成推  
進事業費  
補助金  
産業廃棄  
物適正処  
理推進費  
補助金  
廃棄物処  
理施設整  
備交付金  
廃棄物処  
理施設整  
備費補助  
循環型社  
会形成推  
進交付金  
環境保全

もの  
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は  
舞踏場用のもの  
飲食店用又は貸席用のもので、延べ面積のうちに占  
める木造内装部分の面積が三割を超えるもの  
その他のもの  
旅館用又はホテル用のもの  
延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割  
を超えるもの  
その他のもの  
店舗用のもの  
病院用のもの  
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用  
、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内ス  
ケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの  
公衆浴場用のもの  
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの  
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有  
する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの  
、冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除  
く。）及び放射性同位元素の放射線を直接受けるも  
の

二四  
三一  
三八  
三九  
三九  
三九  
三一  
四一  
三四  
四七

施設整備  
費補助金  
生物多様  
性保全推  
進交付金  
鳥獣捕獲  
等事業交  
付金  
環境保全  
施設整備  
交付金  
自然環境  
整備交付  
金  
公保健  
福祉事業  
費補助金  
自立支援  
型公保健  
康被害予  
防事業補  
助金

<p>塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を 常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直 接全面的に受けるもの その他のもの 倉庫事業の倉庫用のもの 冷蔵倉庫用のもの その他のもの その他のもの</p>	<p>れんが造、石造又はブロック造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体 育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は 舞踏場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用 、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内ス ケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有 する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの</p>
<p>三一 一一 一一 三二 三八</p>	<p>四一 三八 三八 三六 三四 三〇</p>

<p>水俣病総合対策費補助金 公害健康被害補償 給付支給 事務費交付金 石綿健康被害救済 事業交付金 放射線健康影響調査等交付金 環境保全 研究費補助金 新産業創出等研究 開発推進</p>	<p>及び冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。） 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの 倉庫事業の倉庫用のもの 冷蔵倉庫用のもの その他のもの その他のもの 金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。） 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの</p>	<p>二二 二八 二〇 三〇 三四 三八 三四 三一 三一 二九 二七</p>
--	--	---

事業費補	助金	国立研究	開発法人	国立環境	研究所施	設整備費	補助金	原子力規	制人材育	成事業費	補助金	新しい地	方経済・	生活環境	創生基盤	整備交付	金	沖繩振興	公共投資	交付金	国立公園
------	----	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	-----	------	------	------	------	------	---	------	------	-----	------

工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの の 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのも及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの 倉庫事業の倉庫用のもの 冷蔵倉庫用のもの その他のもの その他のもの	金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。） 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用	二〇	二五	二七	三〇	三一	二六	一九	二五	二〇
--	--	----	----	----	----	----	----	----	----	----

等資源整  
備事業費  
補助金  
二酸化炭  
素排出抑  
制対策事  
業費等補  
助金  
二酸化炭  
素排出抑  
制対策事  
業費交付  
金  
脱炭素成  
長型経済  
構造移行  
推進対策  
費補助金  
脱炭素成  
長型経済  
構造移行  
推進対策

<p>ケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの</p> <p>、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内ス 旅館用、ホテル用又は病院用のもの</p> <p>工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの</p> <p>塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有 する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの 及び冷蔵倉庫用のもの</p> <p>塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を 常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直 接全面的に受けるもの</p> <p>その他のもの</p> <p>金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のも のに限る。）</p> <p>事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの</p> <p>店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体 育館用のもの</p> <p>飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は 舞踏場用のもの</p> <p>変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用 、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内ス ケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの</p>	<p>、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内ス ケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの</p> <p>旅館用、ホテル用又は病院用のもの</p> <p>工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの</p> <p>塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有 する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの 及び冷蔵倉庫用のもの</p> <p>塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を 常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直 接全面的に受けるもの</p> <p>その他のもの</p>
<p>一九</p> <p>一九</p> <p>一九</p> <p>二二</p>	<p>二四</p> <p>一九</p> <p>一五</p> <p>一九</p> <p>二四</p> <p>二五</p>

<p>費交付金 原子力災 害対策事 業費補助 金 原子力規 制研究技 術基盤構 築事業費 補助金 原子力施 設等防災 対策等交 付金 福島再生 加速化交 付金 放射線影 響等研究 開発等推 進事業費 補助金</p>	<p>旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの 木造又は合成樹脂造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの</p>	<p>一七 一七 一七 二〇 二二 二二 二四 一七 一四 一一 一五 一七</p>
---	--	--

放射線量  
低減対策  
特別緊急  
事業費補  
助金

<p>塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの</p>	<p>一一五 九</p>
<p>木骨モルタル造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの 店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの 旅館用、ホテル用又は病院用のもの 公衆浴場用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの</p>	<p>一一五 七 一一五 一一九 一一〇 一一二</p>

<p>塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの</p>	<p>簡易建物 木製主要柱が十センチメートル角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの 掘立造のもの及び仮設のもの</p>	<p>建物附属設備</p>	<p>電気設備（照明設備を含む。） 蓄電池電源設備 その他のもの</p>	<p>給排水又は衛生設備及びガス設備</p>	<p>冷房、暖房、通風又はボイラー設備 冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの） その他のもの</p>	<p>昇降機設備 エレベーター エスカレーター</p>	<p>消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備 エヤーカーテン又はドア自動開閉設備</p>	<p>一四〇</p>	<p>一〇七</p>	<p>一五六</p>	<p>一五</p>	<p>一一三 一五</p>	<p>一一七 一五</p>	<p>一一八</p>
--	--	---------------	--	------------------------	--	-------------------------------------	---	------------	------------	------------	-----------	-------------------	-------------------	------------

	構築物
アーケード又は日よけ設備 主として金属製のもの その他のもの	<p>発電用又は送配電用のもの</p> <p>小水力発電用のもの（農山漁村電気導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）に基づき建設したものに限る。）</p> <p>その他の水力発電用のもの（貯水池、調整池及び水路に限る。）</p> <p>汽力発電用のもの（岩壁、さん橋、堤防、防波堤、煙突、その他汽力発電用のものをいう。）</p> <p>送電用のもの</p> <p>地中電線路</p> <p>塔、柱、がい子、送電線、地線及び添加電話線配電用のもの</p>
一五	<p>三〇</p> <p>五七</p> <p>四一</p> <p>二五</p> <p>三六</p>
店用簡易装備	
三	
可動間仕切り 簡易なもの その他のもの	
一五三	
前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの 主として金属製のもの その他のもの	
一〇八	

<p>農林業用のもの</p>	<p>放送用又は無線通信用のもの  鉄塔及び鉄柱  円筒空中線式のもの  その他のもの  鉄筋コンクリート柱  木塔及び木柱  アンテナ  接地線及び放送用配線</p>	<p>電中電線路  電気通信事業用のもの  通信ケーブル  光ファイバー製のもの  その他のもの  地中電線路  その他の線路設備</p>	<p>鉄塔及び鉄柱  鉄筋コンクリート柱  木柱  配電線  引込線  添架電話線  地中電線路</p>
	<p>一 一 一 四 四 三  〇 〇 〇 二 〇 〇</p>	<p>二 二 一 一  一 七 三 〇</p>	<p>二 三 二 三 一 四 五  五 〇 〇 〇 五 二 〇</p>

<p>主として金属造のもの その他のもの</p>	<p>広告用のもの 金属造のもの その他のもの</p>	<p>緑化施設及び庭園 工場緑化施設 その他の緑化施設及び庭園（工場緑化施設に含まれるものを除く。）</p>	<p>舗装道路及び舗装路面 コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの アスファルト敷又は木れんが敷のもの ビジュアルマルス敷のもの</p>	<p>鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの （前掲のものを除く。） 水道用ダム トンネル 橋 岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、塔、やぐら、上水道、水そう及び用水用ダム</p>
<p>一 八四</p>	<p>一 二 〇 〇</p>	<p>二 〇 七</p>	<p>一 一 〇 五 三</p>	<p>五 〇 六 〇 七 五 八 〇</p>

<p>れんが造のもの（前掲のものを除く。） 防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤及びトンネル</p>	<p>掘のものを除く。） やぐら及び用水池 サイロ 岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水そう 下水道、飼育場及びへい 爆発物用防壁 引湯管 鉱業用廃石捨場 その他のもの</p>	<p>乾ドック サイロ 下水道、煙突及び焼却炉 高架道路、製塩用ちんでん池、飼育場及びへい 爆発物用防壁及び防油堤 造船台 放射性同位元素の放射線を直接受けるもの その他のもの</p>
<p>五〇</p>	<p>四〇 一〇 一〇 一〇 三〇 三〇 四〇</p>	<p>六〇 一五 二四 二五 三〇 三五 三五 四〇 四五</p>

<p>煙突、煙道、焼却炉、へい及び爆発物用防壁 塩素、クロールスルホン酸その他の著しい腐食性を有する気体の影響を受けるもの その他のもの その他のもの</p>	<p>石造のもの（前掲のものを除く。） 岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、上水道及び用水池 乾ドック 下水道、へい及び爆発物用防壁 その他のもの</p>	<p>土造のもの（前掲のものを除く。） 防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤及び自動車道 上水道及び用水池 下水道 へい 爆発物用防壁及び防油堤 その他のもの</p>	<p>金属造のもの（前掲のものを除く。） 橋（はね上げ橋を除く。） はね上げ橋及び鋼矢板岸壁</p>
<p>四二 〇五七</p>	<p>五三 〇五五〇</p>	<p>四一 〇七〇</p>	<p>二四 五五</p>

サイロ	二
送配管	二
鑄鉄製のもの	三
鋼鉄製のもの	一五〇
ガス貯そう	一
液化ガス用のもの	一〇
その他のもの	二〇
薬品貯そう	八
塩酸、ふつ酸、発煙硫酸、濃硝酸その他の発煙性を有する無機酸用のもの	一
有機酸用又は硫酸、硝酸その他の前掲のもの以外の無機酸用のもの	一
アルカリ類用、塩水用、アルコール用その他のもの	一〇
水そう及び油そう	一
鑄鉄製のもの	二五
鋼鉄製のもの	一五
浮きドック	二〇
飼育場	一五
つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、へい、街路灯及びガイドレール	一〇
露天式立体駐車設備	一
その他のもの	四五

	車両及び 運搬具	鉄道用又は軌道用車両（架空索道用搬器を含む。） 電気又は蒸気機関車 電車 貨車 高圧ボンベ車及び高圧タンク車 薬品タンク車及び冷凍車 その他のタンク車及び特殊構造車 その他のもの 線路建設保守用工作車	一 二 〇 〇 五 一 一 〇 一 三 八
船舶	鋼船 その他のもの	その他のもの	一 二
	前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの 主として木造のもの その他のもの	飼育場 その他のもの	五 一 〇 五
	岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、トンネル、水そう、引湯管及びへい 飼育場 その他のもの	合成樹脂造のもの（前掲のものを除く。） 木造のもの（前掲のものを除く。） 橋、塔、やぐら及びドック 岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、トンネル、水そう、引湯管及びへい 飼育場 その他のもの	一 五 一 七 〇 一 五
	合成樹脂造のもの（前掲のものを除く。） 木造のもの（前掲のものを除く。）	合成樹脂造のもの（前掲のものを除く。） 木造のもの（前掲のものを除く。）	一 〇

<p>鋼索鉄道用車両 架空索道用搬器 閉鎖式のもの その他のもの 無軌条電車 その他のもの</p>	<p>特殊自動車（この項には、他の項に掲げる減価償却資産に含まれるブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械並びにトラクター及び農林業用運搬機具を含まない。） 消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、移動無線車及びチップ製造車 モータースイーパー及び除雪車 タンク車、じんかい車、し尿車、寝台車、霊きゆう車、トラックミキサ、レッカーその他特殊車体を架装したもの 小型車（じんかい車及びし尿車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。） その他のもの</p>	<p>一五 一〇 八五〇</p>
<p>運送事業用、貸自動車業用又は自動車教習所用の車両及び運搬具（前掲のものを除く。）</p>	<p>四五 三</p>	<p>二〇</p>

<p>前掲のもの以外のもの  自動車（二輪又は三輪自動車を除く。）  小型車（総排気量が〇・六六リットル以下のものをいう。）  その他のもの  貨物自動車  ダンプ式のもの  その他のもの  報道通信用のもの  その他のもの  二輪又は三輪自動車</p>	<p>自動車（二輪又は三輪自動車を含み、乗合自動車を除く。）  小型車（貨物自動車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。）  その他のもの  大型乗用車（総排気量が三リットル以上のものをいう。）  その他のもの  乗合自動車  被けん引車その他のもの</p>
<p>三六五五四 四</p>	<p>四五四五 三</p>

							工具				
前掲のもの以外のもの	自製活字及び活字に常用される金属	活字及び活字に常用される金属 購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限る。）	金属製柱及びカッペ	切削工具	その他のもの ガラス成型用金型及び鑄造用型	型（型枠を含む）、鍛圧工具及び打抜工具 プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴム又は	ロール 金属圧延用のもの なつ染ロール、粉碎ロール、混練ロールその他のもの	治具及び取付工具	測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む。）	自走能力を有するもの その他のもの	自転車 フォークリフト その他のもの
八二			三	二	三二		三四	三	五	四七	四二

	器具及び備品	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。）	事務機、事務いす及びキャビネット	主として金属製のもの	その他のもの	応接セット	接客業用のもの	その他のもの
		前掲の区分によらないもの	白金ノズル	その他の主として金属製のもの	その他のもの	児童用机及びいす	陳列だな及び陳列ケース	冷凍機付又は冷蔵機付のもの
						その他の家具	接客業用のもの	その他のもの
五	八	六	五	一	八	五	八	一
四	八	三	三	一	三	三	三	一
五	八	五	五	一	五	八	五	一
五	八	六	五	一	八	五	五	一
五	八	六	五	一	八	五	五	一

主として金属製のもの	一五
その他のもの	八五
ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	六五
冷房用又は暖房用機器	六
電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	四
氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。）	六
カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品	三
じゆうたんその他の床用敷物	三
小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込用又は劇場用のもの	六三
その他のもの	三
室内装飾品	三
主として金属製のもの	一五
その他のもの	八五
食事又はちゆう房用品	二
陶磁器製又はガラス製のもの	二
その他のもの	二

<p>主として金属製のもの その他のもの</p>	<p>事務機器及び通信機器        謄写機器及びタイプライター        孔版印刷又は印書業用のもの        その他のもの        電子計算機        パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。）        その他のもの        複写機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、        タイムレコーダーその他これらに類するもの        その他の事務機器        テレタイプライター及びファクシミリ        インターホン及び放送用設備        電話設備その他の通信機器        デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備        その他のもの</p>	<p>時計、試験機器及び測定機器        時計        度量衡器        試験又は測定機器</p>
<p>一五八</p>	<p>一四五六五五</p>	<p>一〇五五〇</p>

<p>金庫 その他のもの 金属製のもの その他のもの る。 その他のもの 大型コンテナ（長さが六メートル以上のものに限る。） ドラムかん、コンテナその他の容器 その他のもの 塩素用のもの 鍛造製のもの 溶接製のもの ボンベ 容器及び金庫</p>	<p>主として金属製のもの その他のもの マネキン人形及び模型 看板、ネオンサイン及び気球 看板及び広告器具</p>	<p>光学機器及び写真製作機器 カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡 引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器</p>
<p>二 三 七 一〇 八 六</p>	<p>一 五〇 二 三</p>	<p>八 五</p>

<p>手さげ金庫 その他のもの</p>	<p>二〇五</p>
<p>理容又は美容機器</p>	<p>五</p>
<p>医療機器</p>	<p>四</p>
<p>消毒殺菌用機器</p>	<p>五</p>
<p>手術機器</p>	<p>四</p>
<p>血液透析又は血しよう交換用機器</p>	<p>五</p>
<p>ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器</p>	<p>六</p>
<p>調剤機器</p>	<p>六</p>
<p>歯科診療用ユニット</p>	<p>六</p>
<p>光学検査機器</p>	<p>六</p>
<p>ファイバースコープ</p>	<p>六</p>
<p>その他のもの</p>	<p>八</p>
<p>その他のもの</p>	<p>六</p>
<p>レントゲンその他の電子装置を使用する機器</p>	<p>四</p>
<p>移動式のもの、救急医療用のも及び自動血液分析器</p>	<p>六</p>
<p>その他のもの</p>	<p>三</p>
<p>その他のもの</p>	<p>〇</p>
<p>陶磁器製又はガラス製のもの</p>	<p>三</p>
<p>主として金属製のもの</p>	<p>〇</p>

<p>前掲のもの以外のもの 映画フィルム（スライドを含む。）、磁気テープ及びレコード シート及びロープ きのこ栽培用ほだ木</p>	<p>動物 魚類 鳥類 その他のもの</p>	<p>生物 植物 貸付業用のもの その他のもの</p>	<p>その他のもの</p>
<p>三二二</p>	<p>八四二 一五二</p>	<p>一 五〇 二五三三</p>	<p>五</p>

		機械及び装置			
木材又は木製品（家具を除く。）製造業用設備	その他の設備	飲料、たばこ又は飼料製造業用設備	食料品製造業用設備	その他のもの 主として金属製のもの	漁具 葬儀用具 楽器 自動販売機（手動のものを含む。） 無人駐車管理装置 焼却炉 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの
八	七 七 三	一 〇	一 〇	一 八 五	一 五 〇    五 五 五 五 三 三

家具又は装備品製造業用設備	パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備	印刷業又は印刷関連業用設備	デジタル印刷システム設備	製本業用設備	新聞業用設備	モノタイプ、写真又は通信設備	その他の設備	その他の設備	化学工業用設備	臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備	塩化りん製造設備	活性炭製造設備	ゼラチン又はにかわ製造設備	半導体用フォトレジスト製造設備	フラットパネル用カラーフィルター、偏光板又は偏光板用フィルム製造設備	その他の設備	石油製品又は石炭製品製造業用設備	プラスチック製品製造業用設備（他の項に掲げるものを除く。）
一一	一二	一四	一七	一七	一三	一一	一一	一一	五五	五五	五五	五五	五五	五八	五八	七	八	

<p>ゴム製品製造業用設備</p>	<p>なめし革、なめし革製品又は毛皮製造業用設備</p>	<p>窯業又は土石製品製造業用設備</p>	<p>鉄鋼業用設備</p>	<p>表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工処理業用設備 純鉄、原鉄、ベースメタル、フェロアロイ、鉄素形材又は鑄鉄管製造業用設備 その他の設備</p>	<p>非鉄金属製造業用設備 核燃料物質加工設備 その他の設備</p>	<p>金属製品製造業用設備 金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備 その他の設備</p>	<p>はん用機械器具（はん用性を有するもので、他の器具及び備品並びに機械及び装置に組み込み、又は取り付けることによりその用に供されるものをいう。）製造業用設備（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号。以下「省令」という。）別表第二の第二〇号及び第二二号に掲げるものを</p>
<p>九</p>	<p>九</p>	<p>九</p>	<p>五</p>	<p>一 四</p>	<p>一 七</p>	<p>一 〇</p>	<p>六</p>

<p>除く。） 生産用機械器具（物の生産の用に供されるものをいう。） 製造業用設備（省令別表第二の第一九号及び第二一号に掲げるものを除く。） 金属加工機械製造設備 その他の設備</p>	<p>一一二</p>
<p>業務用機械器具（業務用又はサービスの生産の用に供されるもの（これらのものであつて物の生産の用に供されるものを含む。）をいう。）製造業用設備（省令別表第二の第一七号、第二一号及び第二三号に掲げるものを除く。） 電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備 光ディスク（追記型又は書換え型のものに限る。）製造設備 プリント配線基板製造設備 フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は半導体素子製造設備 その他の設備</p>	<p>七</p>
<p>電気機械器具製造業用設備 情報通信機械器具製造業用設備 輸送用機械器具製造業用設備 その他の製造業用設備</p>	<p>八五 六六 七</p>
<p>その他の製造業用設備</p>	<p>九</p>

農業用設備	林業用設備	漁業用設備（次項に掲げるものを除く。）	水産養殖業用設備	鉱業、採石業又は砂利採取業用設備	石油又は天然ガス鉱業用設備	坑井設備	掘さく設備	その他の設備	その他の設備	総合工事業用設備	電気業用設備	電気業用水力発電設備	その他の水力発電設備	汽力発電設備	内燃力又はガスタービン発電設備	送電又は電気業用変電若しくは配電設備	需用者用計器	柱上変圧器	その他の設備	鉄道又は軌道業用変電設備	その他の設備
七	五	五	五	三	六	六	二	六	六	六	二	二	〇	五	五	八	八	二	二	五	



倉庫業用設備	一二
運輸に附帯するサービス業用設備	一〇
飲食料品卸売業用設備	一〇
建築材料、鉱物又は金属材料等卸売業用設備	一三
石油又は液化石油ガス卸売用設備（貯蔵を除外。）	一三
その他の設備	八
飲食料品小売業用設備	九
その他の小売業用設備	八
ガソリン又は液化石油ガススタンド設備	八
その他の設備	八
主として金属製のもの	七
その他のもの	八
技術サービス業用設備（他の項に掲げるものを除く。）	八
計量証明業用設備	四
その他の設備	八
宿泊業用設備	一〇
飲食店業用設備	八
洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	一三
その他の生活関連サービス業用設備	六
娯楽業用設備	一
映画館又は劇場用設備	一

償却資産	無形減価							
	特許権	遊園地用設備 ボウリング場用設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	教育業（学校教育業を除く。）又は学習支援業用設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	自動車整備業用設備	その他のサービス業用設備	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	機械式駐車設備 ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	特許権
実用新案権								
		一七 八	一七 八	一五 八	一二	一〇 八	一七 八	五

用減価償 開発研究 却資産	公害防止 用減価償 却資産	構築物	電気通信施設利用権	工業用水道施設利用権	水道施設利用権	電気ガス供給施設利用権	鉄道軌道連絡通行施設利用権	専用側線利用権	営業権	その他	育成者権 種苗法（平成十年法律第八十三号） 第四条第二項に規定する品種	複製して販売するための原本 その他のもの	商標権	ソフトウエア	意匠権	建物及び建物附属設備 建物の全部又は一部を低温室、 恒温室、無響室、電磁	
																	五

備考	却資産					
	構築物	風どう、試験水そう及び防壁 ガス又は工業薬品貯そう、アンテナ、鉄塔及び特殊用途に使用するもの	器具及び備品	試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡	機械及び装置	汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属加工機械その他これらに類するもの その他のもの
ソフトウェア						
三	四	七	四	四	七	五

附則

別表の「処分を制限する財産の名称等」欄のうち、「財産の名称、構造等」欄に掲げるものは、省令別表第一の「構造又は用途」欄及び「細目」欄、別表第二の「設備の種類」欄及び「細目」欄、別表第三の「種類」欄及び「細目」欄、別表第四の「種類」欄及び「細目」欄、別表第五の「種類」欄並びに別表第六の「種類」欄及び「細目」欄に掲げるものそれぞれに対応するものとする。

第一条 この告示は、公布の日から施行し、令和八年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

第二条 令和七年度以前の年度の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。